

会 議 記 録

会議名称	杉並区介護保険運営協議会（平成24年度第3回）	
日時	平成25年1月25日（金）14時00分～15時36分	
場所	杉並区役所中棟5階 第3・4委員会室	
出席者	委員名	古谷野会長、藤林副会長、阿部委員、飯島委員、稲葉委員、内田委員、岡安委員、喜多委員、甲田委員、小林委員、高橋（眞知子）委員、高橋（美子）委員、濱田委員、林委員、本郷委員、森安委員、山崎委員、山田委員、横山委員
	区側	高齢者担当部長、管理課長、高齢者施策課長、高齢者施設整備担当課長、高齢者在宅支援課長、介護保険課長、障害者施策課長
	事務局	高齢者施策課 和久井、中辻、渡辺
傍聴者数	0名	
配付資料等	<ol style="list-style-type: none"> 1 （仮称）杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について 2 地域密着型サービス事業所の指定について 3 「杉並区介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金」の見直しについて 4 地域密着型サービス事業所の指定更新について 5 基準該当居宅サービス事業所の登録について 6 地域包括支援センターの移転について <p>（当日席上配付）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉計画（案）の主な修正について ・平成24年版すぎなみの介護保険（平成23年度実績） ・平成24年度（平成23年度実績）杉並区における介護保険にかかる苦情・相談のまとめ（相談白書） ・介護保険関連用語集 	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者担当部長あいさつ 2 平成24年度第2回運営協議会会議録の内容確認について 3 議題 <ol style="list-style-type: none"> （1）保健福祉計画（案）について〔資料－1〕 （2）（仮称）杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について〔資料－2〕 （3）地域密着型サービス事業所の指定について〔資料－3〕 4 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> （1）「杉並区介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金」の見直しについて〔資料－4〕 （2）地域密着型サービス事業所の指定更新について〔資料－5〕 （3）基準該当居宅サービス事業所の登録について〔資料－6〕 （4）平成23年度の杉並区の介護保険の実績について （5）認知症高齢者について （6）地域包括支援センターの移転について〔資料－7〕 	

	5 その他
会議の結果	<p>1 保健福祉計画（案）について（了承）</p> <p>2 （仮称）杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について（了承）</p> <p>3 地域密着型サービス事業所の指定について（了承）</p> <p>4 「杉並区介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金」の見直しについて（報告）</p> <p>5 地域密着型サービス事業所の指定更新について（報告）</p> <p>6 基準該当居宅サービス事業所の登録について（報告）</p> <p>7 平成 23 年度の杉並区の介護保険の実績について（報告）</p> <p>8 認知症高齢者について（報告）</p> <p>9 地域包括支援センターの移転について（報告）</p>
高齢者施策課長	<p>それでは、皆さん、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。</p> <p>定刻になりましたので、第 3 回の介護保険運営協議会を始めさせていただきます。皆様におかれましては、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。</p> <p>また、冒頭からおわびということになります。本日の日時の設定に当たりまして、同じ庁内で別のところの会議とぶつかってしまっているというところを把握できずに開催することになってしまったということで、一部の委員の皆様にはご迷惑をおかけしたことを深くおわびを申し上げます。庁内で情報共有しまして、こういうことがないように努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日、緒方委員、長谷川委員、吉藤委員は欠席との連絡をいただいております。また、2 名の方がまだお見えになっておりませんが、じきお見えになるということですので、会議のほうは先に始めさせていただきます。</p> <p>それでは、高齢者担当部長よりご挨拶を申し上げます。</p>
高齢者担当部長	<p>高齢者担当部長の渡辺でございます。</p> <p>1 月もあと 1 週間となりましたけれども、今年の第 1 回目の会議でございますので、改めまして、明けましておめでとうございます。</p> <p>去年の 12 月は選挙がありまして、国政と都政ということで、年が明けて新しいスタートを切っているところでございます。また、区のほうも、去年の基本構想の策定ということで、10 年を見据えた新しい基本構想策定ということ、それと、杉並区が生まれて 80 年ということで、去年はいろいろと 80 周年のイベント等を行いました。そういう意味で、区政のほうも新たな 80 年を超えてまたスタートするというようなことで、今年はまだたまへび年でございますけれども、へびは脱皮を繰り返していくということで、杉並区政もまた、古い殻をとって、また新しいスタートを切るということで、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>また、平成 25 年度の予算の審議も、来月 2 月 14 日から区議会の第 1 回定例会が始まりますので、そういう意味で、また 25 年度に向けて区のほうも新たなスタートを切っていくというようなところでございます。</p> <p>たまたま、この間、日曜日にテレビでNHKのスペシャルを見た方もいらっしゃると思いますが、ちょうど 3 年前も、NHKのスペシャルで、「無縁社会」という言葉が出て、全国で所在不明の高齢者の問題とかい</p>

	<p>いろ出たのですが、そういう意味で、区のほうも安心おたっしゃ訪問とかの事業を開始したわけでございますけれども、この間の日曜日はまた別の視点から、「老人漂流社会」、そのようなタイトルで映像が流されまして、3年前は、行方不明の方の過去をさかのぼって、どういう人かというのをテレビで出したのですけれども、今回は、テレビでは、いろいろな病気とかなんかで自宅から出られて病院へ行って、また無届けの施設とかいろいろ転々とするようなことで、戦前戦後頑張ってきた方々が自分の最後の死に場所を自分で選ぶことができないということで、非常にショックな映像を見ました。</p> <p>いろいろなところで、介護保険制度が始まって課題はありますけれども、そういう意味で、それぞれ国とか区、それに事業者も含めていろいろなところで課題を共有しながら、今後また取り組んでいければと思っています。</p> <p>このところ、非常に寒くて、インフルエンザの流行等もございますので、体に気をつけてまして、この1年、介護保険運協のほうもよろしくお願ひいたします。</p>
高齢者施策課長	<p>それでは、ここからは会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>皆さん、こんにちは。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。第3回の介護保険運営協議会、開催したいと思います。</p> <p>最初に、資料の確認をしていただきます。田部井課長、お願いできますか。</p>
高齢者施策課長	<p><当日席上配布資料について確認></p>
会長	<p>資料、お手元におそろいでしょうか。よろしいですか。</p> <p>それでは、前回議事録の確認から参ります。既にご送付されておりますのでご確認いただいていると思いますが、何か訂正すべき箇所、あるいはご意見おありの方、いらっしゃいますでしょうか。</p>
委員	<p>誤変換があります。2～3カ所、私のしゃべったところもありますので。</p>
会長	<p>私も幾つか見つけて、こうやって付せんをつけてきましたが。誤変換とか、あと用語がちょっとおかしいところが何カ所かあったようなので、それらにつきましては、事務局のほうで、この後、訂正をいただくということで、議事録、承認にしたいと思います。よろしゅうございますか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、お手元の次第に従いまして議事のほうに入ります。最初に、保健福祉計画(案)について、田部井課長、お願ひいたします。</p>
高齢者施策課長	<p><資料-1に沿って議題(1)「保健福祉計画(案)について」説明></p> <p>最終的には、2月に保健福祉委員会等に出して、今年度中に確定されるということになります。3月に予定されている次回の運営協議会では、完成したものをまた皆様にご説明することとなります。</p> <p>本日の説明は以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。前回はパブコメ前の素案を見せていただいて御議論いただいたところなのですが、今、課長のお話にあったように、</p>

	<p>次回の運営協議会のときにはもう確定版ができてしまうというタイミングになりますので、もしご意見がおありの方いらっしゃいましたら、ここでお出しいただくというのが一番よろしいかと思ひます。</p> <p>今のご説明にご質問、あるいはご意見おありの方いらっしゃいますでしょうか。</p> <p>どうぞ、委員。</p>
委員	<p>これはいつも会長にもお願いしていたかもしれませんが、3の(7)の「権利擁護」という言葉は、名前と内容がどうも一致しないというか、イメージが違ふ。これは、多分、厚生労働省とは違ふ言葉で使っていて、東京都がこの言葉を使っていると言うんですけども、実を言う社協でも使っているんですよ。で、いつも言っているのは、これでは普通の人にはわからないと。言ってみれば、日常生活の支援というか、そういった意味合いですよね。多分。これは会長が一番詳しいと思うんですけども。</p>
会長	<p>いやいや、むしろこれは成年後見などを考えているのではないかと思ひます。ですから、安心サポートではなくて、成年後見センターのほうのことになるだろうと思ひます。</p> <p>課長、どうぞ。</p>
保健福祉部管理課長	<p>こちらの部分につきましては、念頭に置いているのは、ある意味、双方含まれるところがございますが、もちろん、後見の状態になった場合には後見センターでございますし、その前の段階でも、やはり生活を支えていくというところで、地域の擁護事業のほうを活用させていただいていると。幅が広いところがありますので、いろいろな用語の使い方の中で一般的にこちらが今使われているという状況でございます。</p> <p>委員ご指摘のように、行政計画では、いろいろ利用を促していく際には、いろいろ工夫が必要な部分ではなかろうかという認識も当然持っておりますが、行政計画の中では、一般的な用語例で申しますと、あながち外れていないと申しますか、そういったものかと考えております。</p>
会長	<p>認知症の高齢者の方など、自分で自分の権利を守れない方の権利を守るという意味でこの用語になっているのだろうと思ひます。</p>
委員	<p>これをどこでも私言っているんですけども、今回、用語例をつくっていただきまして、大変ありがとうございました。実はそこには載ってないんだよね。だから、やっぱりこれは知ってなきやいけない言葉なのかなという気もしてきたんですけども、保健福祉計画、そういうのは公式的なものだから、今、管理課長さんがおっしゃったとおりでいいんだろうけれども、一般的に使うときはやっぱりやさしくない、何ですかと言われるような言葉ではやっぱりまずいかなというので、変な話、どこに行っても言っているんですよ、これ。</p> <p>済みません。また何かあったらよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
会長	<p>そうしましたら、手引きなどおつくりになるときには、ちょっと気をつけていただくということでもよろしいかと思ひますが、ほかにいかがでしょうか。</p> <p>どうぞ、委員。</p>
委員	<p>コーディネーターなんですけれども、私の希望としては、ケア24に置いてほしいんですけども、とりあえずは、やっぱり高齢者在宅支援課の中に置くという理解でよろしいんですよ。</p>
会長	<p>植田課長、どうぞ。</p>

高齢者在宅支援課長	今の委員のおっしゃるとおりでございます。将来的にはやはり、認知症の問題というのはいくらも大きな問題になりますので、もっと地域のほうに置くということも想定されますけれども、まずは本庁のほうに置きまして、このコーディネーターを中心に、いろんな社会資源、医療、介護、予防等、いろんな持ち味を生かしたものを一つに結集して大きな力で対応に当たると。そのためにはケア 24 が中心になるのは当然ですけれども、そちらの支援も含めて、こちらのコーディネーター中心にケア 24 と支援させていただくという想定でございます。
会長	よろしいでしょうか。 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。
委員	「早期発見・早期対応のしくみづくり」のところの「認知症に対する関心・理解の拡大」というところで、先ほど、まち全体で見守るという話があったと思うんですね。子どもへの教育とかも含めてというところをお伺いしたんですけれども、その辺って具体的にどういうふうに考えていらっしゃるのか、どういうふうに啓蒙とかしていくと考えているのか、わかったら教えていただければと思います。
会長	植田課長、どうぞ。
高齢者在宅支援課長	認知症の方々の早期発見という、一つの行動として徘徊というのがございます。その徘徊高齢者の方が、昼間、公園のベンチに座り込んで、そこを下校途中の子どもたちが発見するという事例が全国的にも報告されてきております。また、気軽に子どもがおじいちゃん、おばあちゃんに声をかけるということも少なくなっている地域で、子どもたちに対して、まず認知症の方の理解を子どもなりのレベルで知っていただくということで、認知症のサポーター養成、サポーターキャラバンと言いましたか、全国的な教育システムがテキスト含めてできております。その子ども版をやるということで、今年度から、関心のある地域、また関心のある学校に進めております。この後、教育委員会でいろいろご検討いただき、できれば、所管の思いとしては、教育課程に入れてもらえないかということでの検討も進めてまいりたいと考えております。
委員	ありがとうございます。実は社会福祉会で、うちのほうで公立高校の奉仕の授業というのを請け負っていて、その中でこの認知症に対する勉強とかいうのをちょっと入れているんですよね。そうすると、子どもたち、初めて聞く、それこそ、この介護者の会の方たちにもちょっと協力していただいてやっていたりするんですけれども、そういうのが、公立高校の1校だけ今やっているだけけれども、もうちょっと小学生、中学生レベルとかで、授業の中でどこかで入っていくといいのかなあと思ったのでお話しさせていただきました。ありがとうございます。
会長	渡辺部長、何か関連でおっしゃることありませんか？
高齢者担当部長	まさに認知症高齢者も 300 万人を超えているという中で、特定の人だけが、関係者だけが見守って済む課題ではございませんので、やっぱり子どものうちからそういう認識というか、状況を理解して、ちゃんと通報とか、身近なところへ伝えていくということはこれから当然必要なことですので、ぜひ力を入れて取り組んでまいりたいと思います。
会長	ありがとうございました。ほかにご意見、ご質問おありの方、いらっしゃいますか。 どうぞ。

委員	<p>かなり変わったのかなあとは思っているんですね。前回の介護保険の運協でも、たしかこの認知症についてすごく重要な議論がされたと思うんですね。当初案と相当変わったというところの理由なんかがあればお聞きしたいなど。</p> <p>あと、早期発見、早期対応の仕組みづくりについても、かなり重要な議論が前回されたと思います。例えばこれで早期発見がどこまで進むのかなというところも僕自身は感じているんですね。例えば早期発見というのは、検診なんかが行われることによって発見されるという面もあると思うんですよ。例えば検診なんかでそういった項目を今後つけ加えていくようなことはできないのかなと。</p> <p>例えば、徘徊している方を見つけて、それを早期発見というよりも、もっと早い段階での発見というのができないのかなとは思いますが、どうでしょうか。</p>
高齢者在宅支援課長	<p>まず、1点目の認知症の施策体系について大きく変わったということにつきましては、杉並だけでなく、認知症の問題が、本人、家族の問題のみならず、本当に地域の問題、社会問題になってきていると。具体的に申し上げますと、認知症の方のさっき言った徘徊もございまして、また、なかなか家の荷物、ごみの整理、ごみ出しができなくなる。そういうことでごみがたまってしまって、地域に異臭を、また汚水を流してしまう。また、認知症の方の火災という事案も発生しております。そういうことで、本当に急いで対応しなければいけない。すぐ何かをやって効果が出るものではないと思っておりますので、だからといって地道にこつこつやってもいいものではございませんので、力を入れて推進していくということでございます。</p> <p>また、早期発見に関しましては、委員ご指摘のように、問題行動が起きてからでは遅いというのは当然でございます。ですから、早いうちに、自覚症状が出た段階で物忘れ相談につなぐなど、今、医師会の先生方にもお願いしてケア24でやっておりますけれども、そういう中での発見。また、先ほどの認知症サポーター、これは大人にも当然受講していただき、また、コンビニですとか商店、あと公共交通機関の事業者にも働きかけをして受けていただく。要は高齢者と接する機会の多い方に受けていただき、早目に発見する。</p>
高齢者施策課長	<p>健診というわけではなくて、65歳以上の方に、介護予防のほうで毎年チェックリストをやっていただくということになっておりまして、その中で、認知機能につきましては項目もありますので、そういったところに該当する方へのこちらからの働きかけということも1つは考えられるかと思えます。</p>
委員	<p>チェックリストに関して言えば、確かに認知症のことを拾い上げるために考えられていると思うけれども、あれでひっかかってくるのは大体うつの方のほうがひっかかかってきて、本当の認知症の方は、大体全部自分ではできると、そんなことはないと思っている方が多いので、なかなかあれでひっかかるのは難しいのではないかなあと思っています。</p>
会長	<p>ありがとうございます。自覚がないのが認知症だということもありますので、実際はそうだろうと思います。そして、早期発見というのが、特に問題行動などが発生する前によその人が気がつくというのは非常に難しいことです。ですので、地道にと植田課長おっしゃっていましたが、地道に少しずつ、接する機会の多い人が理解を深めていくというようなことを広げていくしかないのかなあと思いますが、大変な課</p>

	<p>題です。</p> <p>委員、何かまだ。どうぞ。</p>
委員	<p>すみません。これも何度か議会のほうで言っているんですけども、タッチパネルを押しながらそういう発見ができるというのが今いろんな医療機関で使われているということなので、そういったものを使えばより発見しやすいのかなというのがありまして、まだいろんな医療機関で、全ての医療機関で始まっているというわけではないので、そういった例がいろんなところで出てきているのでどうかなとは思いますが。これはただの提案ですけども。</p>
会長	<p>委員、どうぞ。</p>
委員	<p>杉並は、日本光電のタッチパネル、2台持ってますよね。あれがなかなか医療機関に普及しないというのは、保険点数が認められてないからなんです。そういう意味で、1台六十何万する機械をそのためだけに購入するというのはかなりしんどいというのが正直なところですよ。</p>
会長	<p>いかがでしょうか。</p> <p>医療機関を訪ねて行って、そこでやってくれる人はいいですよ、実は。そうでない、ご自分では大丈夫だと思っている方、そして、常に認知症ではなくて、ところどころ認知症という方が実は一番困るケースなんだろうと思います。</p> <p>どうぞ、委員。</p>
委員	<p>検討案の3の(4)について聞きたいんですが、「地域における認知症ケアの推進」、今、課長のご説明だと、私の聞き間違いかもしれませんが、グループホーム等への——グループホームというのは高齢者と認知症の方を入居させているホームだと思うんですが——見守りとおっしゃったと思うんですが、誰が見守りするのかね。それから、今、役所で地域における認知症ケアの推進ということや、そのグループホームへの見守り以外にどういうことを今頭に描いておっしゃっているのかお聞かせ願いたいんですが。</p>
高齢者在宅支援課長	<p>まずは認知症の専門家、ふだんケアをしている認知症のグループホームの職員の方に、地域の方を集めて認知症の理解を深めていただく。方法としては、そのグループホームの行事に地域の方も呼び、地域の方が理解していただいて、そのスタッフにしていくということもございます。</p> <p>そういう福祉、介護的な拠点施設に、今、専門家がいるわけがございますので、そういう方々の力をおかりして、その拠点施設の周りの地域の方々が地域ごとにそういう理解を深め、地域での認知症の方の支援体制を強化していくというような構想でございますので、当然、グループホーム以外にもそのような拠点施設を今後検討していくということになるかと思っております。</p>
委員	<p>その専門家以外の素人の地域の方なんですが、頭に入っているのは、例えばその近くに住んでいる住民の方、それから町会に頼んで、近くの方に頼むとか、そういうことを考えていらっしゃるのですか。</p>
高齢者在宅支援課長	<p>そういう理解を深めていただいた上で、そういうふうに地域の方の力をおかりするという構想も当然出てくるかと思っておりますが、現時点では、どういう団体に、どういうふうに認知症の方のケアをしていただくかというのは、やはり一人一人のお考えもあろうかと思っておりますし、団体のお考え、その性格もあろうかと思っておりますので、今後そういう理解を深めていく過程で、今、委員ご指摘のような形での地域の資源を使っての認知</p>

	症の方の支え合うという仕組みづくりは当然課題になろうかと思いません。
会長	僕もちょっといいですか。2の(1)、関心・理解の拡大というのは今の植田課長のご説明でもいいんですけども、これからもう一步出ないと、3の(4)、「地域における認知症ケアの推進」というところまでいかないのではないかと思います。いかがですか。
高齢者在宅支援課長	認知症サポーターの養成をして、まずは理解をしていただく。簡単な対応方法をしていただく。そのほかにも、やはり協力を得ていかなければいけない部分がたくさんございますので、そのステップアップ的な講習、育成というのも想定して考えておりますし、サポーターになった後の方の具体的な活動の場というのも考えなければいけないと思いますので、会長のご指摘のとおり、参考にさせていただき、具体的に考えてまいりたいと思います。
会長	ありがとうございます。よろしいですか、ほかに。 どうぞ、委員。
委員	認知症サポーターの具体的な内容、申しわけないんですけども、ちょっとわからないのですが、例えば認知症らしい人を地域の方から聞いたりとか、何となく怪しいなと思うような方を例えば民生委員につなぐとか、ケア24につなぐとか、そういうことはされていると思うんですけども、直接、このケアという意味で認知症サポーターの方がいろんなお世話をされているということはあるんですか。
高齢者在宅支援課長	一般区民のサポーターの方がケアすることはございません。ただ、今、いろんな方にサポーターになっていただいておりますので、業務上、例えば公共交通、乗り降りの介護ですとか、そういうところで応用されている方がいらっしゃると思いますけれども、本当に身体的な介護、ケアというのはございません。
会長	先ほども言ったんですが、サポーターを養成し、スキルアップを図っていくというのは、それ自体はいいんですけども、もう一步も二歩もいかないとケアの推進の具体的な施策にはならないではないかということをお二委員はおっしゃっているんだと思うんですね。それに対するお答えとはちょっと違っているんですよ。いかがですか。 では、委員、先に。
委員	一般的にグループホームでケアされているというのもあると思いますし、地域では、認知デイ、デイサービスでだんだんふえてきていると思うんですけども、そういうところで在宅で厳しい方をケアしているというのは、今現状としてあると思いますけれども、それ以外で直接ケアするというのには、介護保険につながった方はヘルパーさんとかいろんな方がかかわると思うんですけども、それ以外のケアの推進とか、ちょっと伺いたいんですけども。
会長	中身を聞かせろということをお二人おっしゃっていたと思うんですが、どうでしょう。 では、先に植田課長からいきましょうか。
高齢者在宅支援課長	仕事の面で携わっている方でなくて、一般区民の方がサポーターになる、また、その方が本当にケアをするという具体的な今までの流れから言いますと、そういう流れが、仕組みがすごく不足しているという面がございます。そういうご指摘ということで受けとめさせていただいて、そういう方々の手をかりてどこまでできるかというのは、やはりその

	<p>方々にお任せできる範囲というのもございますので、なかなかケアはどこまでかというのも違うかと思えますけれども、できるだけその方にとって安全に認知症の方の支援ができるような範囲での仕組みづくりというのは進めてまいりたいと思います。</p>
会長	<p>お待たせしました。委員、どうぞ。</p>
委員	<p>ケアの概念が、それぞれ捉え方が違うと思うんですけども、今ちょっと私がかかわっている7～8人のグループで体操しているんですけども、そこにひとり暮らしのお年寄りが来られて、その方がすぐとられ妄想なんですけれども、そのグループに来られたときはそういう症状はなくて、後になって、リーダーの方にすぐとられたことを話するんですけども、そこで、7～8人のグループで、皆さんその話を聞いてあげていて、その方はすごく心地よい気持ちになって、そういうかわりというのも一つのケアの形ではないかと思うんですよ。</p> <p>生協のグループでこんばん体操というのをゆうゆう館でやっているんですけども、たまたまその方が飛び込んできて、体操をして、それから、とられた、とられたと言う。もちろん、ケア24にもつながって、そういう連絡はしてあるんですけども、そこで私たちはその人の話を聞くとか、いろいろかかわって、その人がすごくそこで楽しい思いをしているというのもやっぱりケアの一つではないかなと思ったんですが。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 植田課長、どうぞ。</p>
高齢者在宅支援課長	<p>今、委員ご指摘のいろんな方法、いろんなかかわりがあるかと思えます。私のほうの説明もちょっと不十分で、申しわけございません。一般区民の認知症サポーターに偏ったような説明になってしまいましたけれども、実はこの地域における認知症ケアの推進というのは、その地域での関係機関、専門家の力をやはり一つにまとめてアプローチしていくという考えもここに含んでおりますので、そういう一つの拠点を中心にした関係機関の、地域ケア会議とかいろいろケア24でやっていただいておりますけれども、そういうあたりでの力の方向を一つに、方針を一つにしてまとめていくというあたりも、この地域の認知症ケア推進強化という考え方に含んでおります。</p>
会長	<p>いかがでしょう、ほかにご意見、ご質問の方いらっしゃいますか。 委員、いい？ なんかすぐく言いたそう。</p>
委員	<p>訪問介護看護所としましては、そういう認知症の方のごみ、ほかのことはできても、ごみが出せないとか、そういう方もいらっしゃるんですね。そのごみを出すということに関して、介護保険ではごみ出しだけはだめなんですよね。今ちょっとケアマネさんとお話ししていたのは、そういう方に関してでも、杉並区さんのほうで横出しサービスがちょっとあるとちょっとうれいかなというように話をしていたんです。</p> <p>ふれあい収集はわかるんですけども、まとめられない方がいらっしゃるんですよ。ふれあい収集の方、お部屋の中に入ってまとめてはくいださらないので、どうしてもまとめるだけに関してヘルパーさんをといますと、なかなか今の介護保険の中ではそれだけのことができないので、何かそういうちょっと細かいことに関してのケアができるような横出しがあるとちょっとうれいかなというお話をしていたんです。すみません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 では、田部井課長。</p>

高齢者施策課長	区の事業というのもまた一つ考えられるんですが、今、例えばシルバー人材センターで1月から孫の手事業というのを始めまして、それは30分以内でできるようなボランティア的な活動が無償でやってくれるというサービスです。個別のケースが該当するかどうかはシルバーのほうとの相談ですので、この場で必ずできるという話はできないんですが、そういったものもあるということで、ちょっと広く考えさせていただければなと思います。
会長	ありがとうございました。ほかに何かおありの方いらっしゃいますか。委員、どうぞ。
委員	1点だけ確認なんですけれども、この検討案の新しい項目に沿って、この保健福祉計画も加筆されていくということなんですよ。それができるのが、完成するのが2月。
会長	前回あったものを組みかえたものと新しく書き加えられるものと両方あるという理解でよろしいですか。
高齢者施策課長	はい。
会長	ありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは、この件はご了承いただいたということで、次回の運営協議会のときに確定版についてご説明をいただくということにしたいと思います。ありがとうございました。それでは、2番目の議題、地域密着型サービスの基準ですね。条例の制定について、伴課長、お願いします。
介護保険課長	<資料-2に沿って議題(2)「(仮称)杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定について」説明> 「今後のスケジュール」でございますけれども、2月の第1回区議会定例会へ条例案を提出、4月、条例等施行という予定でございます。私からは以上です。
会長	ありがとうございました。これにつきましても、もう既に、2回でしたでしょうか、ここでご説明いただいて議論してきたところです。さらにご意見、あるいはご質問おありの方、いらっしゃいますでしょうか。もういいですよ。それでは、これは了承ということにさせていただきます。ありがとうございました。それでは、3番目の議題、地域密着型サービス事業者の指定について、これも伴課長です。お願いします。
介護保険課長	<資料-3に沿って議題(3)「地域密着型サービス事業所の指定について」のうち認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定について説明>
会長	ありがとうございました。前回ご指摘のあった地域の医療機関との連携づくりというのはまだ検討中というんでしょうか、作業中ということでしょうか。
介護保険課長	今、事業所のほうが、医院さんのほうと準備を進めているということ聞いてございます。
会長	ということですが、いかがでしょうか。委員。

委員	まず、ここにドーミー方南町クリニックと書いてあるんですが、実はこの施設、別の新宿のクリニックも入っていますよね。
介護保険課長	はい。今、相談が来ていると。
委員	だから、この前の話がまたおかしいのではないかなと。せっかく地域密着という施設だから、やっぱり医療機関も地域密着のほうがいいのではないか。実際、もうここの施設に入所する方の診断書、それから診療情報提供書は、このドーミー方南町クリニックではないところで求められますからね。よろしくお願いします。
介護保険課長	なかなか区内を義務づけるとか強制するというのは難しいことがありますので、行政としましては、介護保険運営協議会で区内地域が好ましいという意見があるというご紹介をいたしているところではございますので、あと、施設の連携のしやすさということで考えていますので、区としては、運営協議会でそういうご意見があるということは紹介していきたいと考えてございます。
会長	実際にグループホームが開所して動き出すと、近くの開業医の先生に診ていただいたほうが楽だと現場のほうは感じてくるはずなんですけれどもね。実際、善福寺のグループホームは、指定のときには野方だとか遠くのところをやっていたんですが、動き出して1～2年のうちに近くの医院さんをお願いすることのほうが多くなってきたということもございますので、運営していく中で地域の医療機関との関係づくりを進めていただけるように、区もできれば横からサポートして差し上げるとよろしいのではないのでしょうか。 何かありますか。
委員	今、委員が言われたとおりで、ただ、こういうふう書類、書面が出てきてから、区内のほうの施設をと言っても無理だと思うんですね。ですから、今後、できれば、そういう選定の前に、区内の診療所、区内の施設がこういうところに加わることが望ましいですよということを、選ぶ前に、法人の施設というか、そういうところにPRしていただいたほうがいいと思うんです。だから、できれば、してくださいということではなくて、こういうふうな施設をつくる際には区内でいわゆる関係をとったほうがよろしいと言われていたということ、案内なり、パンフレットをつくってお渡しするようなことをしていただければいいのかなと私は個人的に思います。
介護保険課長	まだ開設前で医療機関が決まってないということであれば、区内が望ましいという意見がありますというのは紹介していきたいと考えてございます。
会長	事前協議の段階があるはずですから、そのときに、介護保険運営協議会の中では、区内の、あるいは近くの医療機関との連携をつくっておいてほしいという意見が出ていますよということをお伝えいただくだけでもまた前進できるのではないだろうかと思っておりますので、ぜひお考えいただきたいと思っております。 ほかにご意見、おありの方いらっしゃいますか。 よろしゅうございますか。そういたしましたら、このグループホームなごみ松ノ木についての指定についてはご了承いただいたことにいたします。ありがとうございました。 それでは次に、巡回型の指定についてお願いいたします。

介護保険課長	<資料-3に沿って議題(3)「地域密着型サービス事業所の指定について」のうち定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定について説明>
会長	ご質問、ご意見の方、いらっしゃいますでしょうか。 これで4カ所になるんですかね。
介護保険課長	区内では4カ所、ジャパンケアが3カ所ということです。
会長	これ、参入してくださらないんじゃないかという心配を随分していたんですが、4カ所も事業所ができて、大きな前進ということになるかと思えます。ただ、南のほうに少し偏ってませんか？
介護保険課長	正吉苑が北のほうに1カ所まだあります。
会長	ご質問、ご意見。 委員、どうぞ。
委員	僕も、定期巡回・随時対応型訪問介護看護というのは、実際にできることなのかということは何度も質問していたんですけども、こうやって参入してくる事業者が出てきたと。予定利用者数も5名とか6名という数なんですけれども、例えば杉並区でいろんな、この保健福祉計画なんかでも考えられている、在宅サービスというか、在宅ケアを進める上で、こういった定期巡回などを活用するということは言われていますけれども、その在宅を可能にする規模の参入が今後見込めるのかどうか、区の見通しはどうなのかということをお聞きしたいなど。 あと、これって1回のサービスは大体何分ぐらいなんですか。僕も、この事業計画全部見ているわけではないので、このあたりを教えてください。
介護保険課長	まず、参入ですけれども、当初は事業者参入の相談はあったんですけども、最近ちょっと少なくなっているというところなんです。 サービスの入る時間についてですけれども、短時間で入る方など、それぞれの形態があります。また、電話だけ、オンコールで対応できる、そういう場合もありますので、具体的な内容は今ここにありませんが、その利用者の方にあわせた対応をしているということでございます。
委員	私、所属がジャパンケア南阿佐ヶ谷の定期巡回のほうをやっております。今のご質問で、時間なんですけれども、普通の介護保険のサービスですと、30分とか、時間のくくりがあるんですが、ないので、予定としては、服薬だけの、本当に10分ぐらいで終わる、認知症のすごく軽い方と、プラス、排せつ介助だと大体20分ぐらいで、プラス、それに食事とかがあると1時間のケアというのもあります。 ただ、夜間ですと排せつ介助が多いので、大体20分ぐらいが平均的と考えていただいてもいいと思います。
会長	ありがとうございました。 利用者さんは、利用希望の方、ふえそうですかね。どうでしょう。
委員	すごい事業。なかなかやる気にならない。頭下がりますよ、本当に。
介護保険課長	なかなか利用者がふえないということで、ケアマネ協議会のほうには、事業者の方のご意見も聞いているところです。このサービスに合いそうな利用者の方はいるということは聞いておりますので、うまくそのサービスと事業所の都合が合えば、まだ利用のほうはふえていくとは考えてございます。
会長	渡辺部長、どうぞ。
高齢者担当部長	先ほどの権利擁護ではないのですが、定期巡回・随時対応型というの

	<p>は、これもまたわかりにくいので、結局、利用者さんもわかりにくいし、事業者のほうもまだあまり参入ができないというのは、夜間の呼び出しとか、非常に職員が大変で、ちょっと運営的にも厳しいのではないかと。アンケート調査とかの報告を見ていると、実際、参入している事業者にとってみたらそんなに負担はないですね。昼間ある程度しっかりやっていたら、夜間はそんなに負担はないと。まだ参入していないところから見ると、これは非常にハードルが高くて、なかなかできないのではないかと。事業者のほうも、利用者のほうにとってもまだ、この事業が本当にいい効果があるというのが、浸透が、区のほうもいろいろ研修とかやって進めていく必要があるのですけれども、まだまだ理解が進んでないのかなという思いはありますね。</p>
会長	<p>昨年の介護保険法の改正の、要は目玉サービスで、これが機能するようになってくると、かなり在宅での介護の期間を延ばすことができる可能性のあるサービスだろうと思うんですが、やっぱり費用が高いというのが1つネックになりますか。そんな高くないですよ。どんな感じでしょう。</p>
介護保険課長	<p>今、部長からの話もありましたけれども、なかなかこのサービスの理解が進んでいないということが大きいかと思っておりますので、今後、この周知、理解を進めていきたいと考えております。</p>
委員	<p>多分、このサービスだけを使いたい人にとってはすごくいいと思うんです。ただ、ほかのサービスとの組み合わせを考えたときに、使い勝手としてはまだ難しいというところが、正直、あるんだと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ほかにご意見。 どうぞ、委員。</p>
委員	<p>私、介護認定の調査をしているんですけども、最近、定期巡回・随時対応型の介護保険のほうの調査票の中にチェックする欄ができたんですけども、なかなか使用している方も少ないんですけども、実際、ヘルパーさんとかも、例えばヘルパーさんに排せつ介助してもらわないともう家族が無理という方でも、最後、夕方とかちょっと遅目に来てもらうと、夜中じゅう、しっかりおむつとかしておけばもつので、夜間の定期巡回とかそこを使うまでは大丈夫という方もいるんですけども、その辺の料金なんですけれども、そこは使っても使わなくても、1カ月幾らという体系なんですよね。</p> <p>そうすると、随時使う可能性のある方は入ると思うんですけども、そうでない方は、もったいないので、ヘルパーさん、遅く、最終的に7時とか、そのぐらいにちょこっと入ってもらって、そんなの使わないという方がどうしても出るのではないかなとちょっと思ったりして、その辺うまく使えるような組み合わせをやはりしていただければ、皆さんお互いに、利用者さん側も業者さん側もいいのではないかなと思うんですけども、その辺の普及活動をうまく組み合わせて使えばもっとライフスタイルがよくなるのではないかなと思います。</p>
介護保険課長	<p>委員おっしゃるとおりに、なかなかまだ実績が少ないということで、いろいろな組み合わせができるという、事例がふえていけば、それを見て、また利用者のほうもふえていくと考えておりますので、そういう事例についても、今後またふえてきたら、周知に力を入れていきたいと考えております。</p>
会長	<p>ケアマネさんとしてはどうですか。</p>

委員	今おっしゃったそういう方は、普通の介護保険でのヘルパーの派遣でいいと思うんですね。ただ、夜呼ばれる方というのは、おむつではなくて、ポータブルトイレに移りたいという方が結構いらっしゃる。排せつはトイレで。そういう方は、夜、行きたいときにトイレへ行きたいから来てくださいというふうにコールされるので、おむつだけではない方もいらっしゃいますので、個別性がかなりあると思います。
委員	今、福祉用具のほうも大分変わりました、夜中、どうしてもおむつ交換が必要な方であっても、採尿感知器、パットみたいなものを当てていただくと、機械のほうが感知してくれて、それで自然に採尿、とってくれるという機械も、今、レンタルでそれができるようになったので、たしか1カ月 700 円ぐらいだったかなと思うんですが、それをお使いになっていると、夜中のヘルパーさんも結構必要なくなってきたのは確かです。
会長	<p>ありがとうございました。ほかにご意見、あるいはご質問おありの方いらっしゃいますか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>そういたしましたら、この2カ所の指定を了承ということにさせていただきますと思います。ありがとうございました。</p> <p>これで本日予定された議題のほうは終わります、あと報告事項です。6つあるんでしょうか。一括してご報告をいただいて、後で質疑ということにしたいと思います。</p> <p>それでは、伴課長からよろしくをお願いします。</p>
介護保険課長	<p><資料-4に沿って報告事項(1)「杉並区介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金」の見直しについて」説明></p> <p>引き続き</p> <p><資料-5に沿って報告事項(2)「地域密着型サービス事業所の指定更新について」説明></p> <p>引き続き</p> <p><資料-6に沿って報告事項(3)「基準該当居宅サービス事業所の登録について」説明></p> <p>引き続き</p> <p><当日配布資料「平成24年版すぎなみの介護保険(平成23年度実績)」、「平成24年度(平成23年度実績)杉並区における介護保険にかかる苦情・相談のまとめ(相談白書)」に沿って「平成23年度の杉並区の介護保険の実績について」説明></p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、植田課長、お願いします。</p>
高齢者在宅支援課長	<p><報告事項(5)「認知症高齢者について」説明></p> <p>引き続き</p> <p><資料-7に沿って報告事項(6)「地域包括支援センターの移転について」説明></p>
会長	<p>予定されました6項目の報告をいただいたところです。どれについても結構ですので、ご質問、あるいはご意見おありでしたらご自由におっしゃってください。</p> <p>どうぞ、委員。</p>
委員	介護保険の実績について、先ほどちょっとご説明いただきました。28ページの保険料の収納状況なんですけれども、特別徴収、普通徴収合わせた合計の割合は、一貫して98%前後ということですが、ここでは、普

	<p>通徴収につきましても、19 年以前も、毎年、前年を下回っていたと記憶いたしておりますが、23 年度は納付者件数がふえたにもかかわらず前年を上回っているということで、この数字の評価はともかくといたしまして、前年を上回ったということは、非常に問題が多い中で、区当局も大変なご努力をなされたのではないかと思いますけれども、特に強化しているような内容等がございましたら、1 点伺いたいと思います。</p>
介護保険課長	<p>普通徴収の方、特別徴収にそのまま移る方が結構多いという状況がございまして、ただ、普通徴収でも、事前に特別徴収だと勘違いされている方が多いという状況がわかっておりますので、普通徴収、お忘れではないですかという通知、これを何回かに分けて発送するというので、滞納にならないように、現年度でお支払いできるように、何度もこの通知、工夫しながら出している、そういう工夫をしているということでございます。</p>
会長	<p>よろしいですか。 ほかにご意見、ご質問おありの方いらっしゃいますか。 最後のケア 24 阿佐ヶ谷の移転の件で、河北サテライトの 5 階だったでしょうか、から新しいところの 1 階へ移ったということで、アクセスはちょっとよくなったなどということはあるのですが、ただ、困ったことに、相談スペースがなくなってしまったんですね。あれ、何とかありません？</p>
高齢者在宅支援課長	<p>若干狭くなったと聞いておりますけれども、相談スペースは……。</p>
委員	<p>この間会議をやりましたけれども、ありました。奥に入ってすぐ右側が受付ですね。その隣に相談スペースというか、ちょっと小さな会議室みたいのがあります、そこで会議ができるようになっています。</p>
会長	<p>それは知っているのですが、最初だけだったのかもしれませんが、受付のところで相談をしていたので、ちょっと気になったということなんです。</p>
高齢者在宅支援課長	<p>相談のときのプライバシーの保護というのは、私ども、重要な課題として、ケア 24 のほうにいろいろ指導等させていただいております。ちょっと状況を見て……。 ご指摘のように、最初、窓口のところ、すぐそこでやろうとしたので、後で、奥のほうにちゃんと確保する、入ってちゃんと相談するということになっていきますので。すみません。</p>
会長	<p>ありがとうございます。地元なもので、見えてしまうんですね。委員。</p>
委員	<p>貴重なお時間で、4 時までということで、どうしようかなと思っていたんですけれども、相談白書ということなんですけれども、以前、「苦情白書」というタイトルでなっていたと思うので、ちょっとこれが変わっておりますので、関連してちょっとお尋ねしたいんですが。 「苦情・相談のまとめ」というタイトルでこれできておりますけれども、当初この冊子ができた段階では、苦情・相談が主で、事故報告というのがなくて、その後、これが載るようになって入ったのではないかと思いますけれども、毎年いただく資料のタイトルで、いろいろ調べものするときに、この表紙に「事故報告」という文言があってもどうなのかなというように気がしましたので、内容でないのですけれども、ちょっと。</p>

会長	<p>それでは、事務局で次回に向けてご検討いただくということによろしいですか。</p>
介護保険課長	<p>ご意見としてお伺いさせていただきます、また検討ということによろしいでしょうか。</p> <p>表題ですので、今すぐにどうということはありませんが、内容的には事故報告も入っておりますので、検討したいと思います。</p>
会長	<p>ということで、来年度どうなるか、これから検討していただくということになるかと思えます。ほかにいかがでしょうか。</p> <p>委員、どうぞ。</p>
委員	<p>貸付基金についてなんですけれども、国保の貸し付けと介護の貸し付けで8,000万、1,000万というものが統合後に1,000万になるということで、大幅に減ると。ただ、その実績を見ると、特に問題もなさそうなんですけれども、介護の貸し付けがかなり低水準だったわけですよ、この間。その原因は何かなど。</p> <p>あと、杉並の国保というのを見ると、平成18年、19年あたりまではかなり貸付額も多かったんですね。8,000万とかもあったわけなんですけれども、それが急激に減ってきた理由なんかがあれば、そのご説明をお願いします。</p>
介護保険課長	<p>介護のほうの貸し付けについてなんですけれども、制度当初は高額介護の貸し付けもあって若干多かったんですが、今は、大体福祉用具、また住宅改修の貸し付けということで推移しているところなんです。貸付の種類も減っているの、低額な金額となり、また、同じような金額で推移していると見ております。</p>
会長	<p>もう一つ先の理由をご質問だったのではないかと思うんですね。高額介護がなくなった理由。</p>
介護保険課長	<p>高額介護のほうなんですけれども、これも特定の方がずっと利用されていたということがありまして、使う方が出てくると貸し付けがふえるということで、なかなか個人に依存するところが多いのかなと考えてございます。特に制度が変わったということもございませぬので、今のところは、住宅改修、福祉用具、高額介護が必要な方が出てくれば、制度としては残っておりますので、対応できるということになっております。</p> <p>高額療養と出産のほうにつきましては、高額医療のほうについては、従来は金額をそのまま支払わなくてはならないということであったのですが、改正後は限度額認定書を出すことによって、一定限度額以上の支払いは不要になりました。また出産金のほうにつきましても、病院のほうに直接払いができるようになったということで、制度の改正のおかげで少なくなっていると聞いてございます。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p> <p>ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。</p> <p>それでは、報告についての質疑はこれで終わりとさせていただきます、「その他」について、伴課長、お願いしましょう。</p>
介護保険課長	<p>本日席上配付させていただきました用語集のことをご説明します。前回、委員のほうから、なかなか用語がわかりにくいということでしたので、用語集のほうを検討して、今回お配りをしたところなんですけれども、まだまだ内容のほうについては検討を要するものもありますので、今回はこの運営協議会の理解促進のために、資料として配付させていただきました。</p>

	<p>今後、内容について精査・発展させて、区民向けにまた対応を考えていきたいと考えてございます。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>「権利擁護」が入ってなかったという話でしたけれども。 ありがとうございました。ほかに事務局のほうで、ご予約の議題、報告はおありでしょうか。 田部井課長。</p>
高齢者施策課長	<p>報告ではなくて、事務的なお話なんですけれども、ことし、25年の1月1日から復興財源確保法というのが施行になりまして、その復興特別所得税の源泉徴収というのが始まりました。 この協議会の委員報酬につきましてもその対象となるということでございまして、具体的には所得税3%×102.1%ということなので、委員報酬1万2,000円に対しまして、今までは360円の所得税だったのですが、367円の徴収に変わるということなので、ご了承いただきたいと思えます。 この件につきましては、別途お知らせもお送りしますが、全国的な制度だということで、ご理解のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>次回について。</p>
高齢者施策課長	<p>次回の日程ですけれども、改めてご連絡ということになりますが、予定といたしましては、25年、ことしの3月の下旬ということで考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 ご協力をいただきまして、予定の時間よりかなり早目に終わることができました。どうもありがとうございました。これで閉会といたします。</p>